

売買取引の条件について

株式会社大水 京都支社では、卸売市場法や京都市中央卸売市場業務条例等（以下「業務条例」という。）に基づき、以下の通り売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日

「臨時休開場日カレンダー」のとおり

(2) 営業時間

午前2時から午後3時まで（市場の取引時間）

2 取扱品目

生鮮水産物及びその加工品その他の生鮮食料品（野菜及び果実並びにこれらの加工品並びに肉類を除く）

3 生鮮食料品等の引渡しの方法

(1) 集荷 当社が指定する場所での引取り

(2) 販売 当社が指定する場所での引渡し

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(1) 委託手数料

卸売決定価格（消費税及び地方消費税を含まない価格）の合計額に100分の6.5を乗じた額に当該額に係る消費税相当額を加えた額

(2) その他負担する費用

各取引様との協議の上決定

5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(1) 支払期日

卸売をした日から1営業日まで（各取引様と取決めのある場合はその期日まで）

(2) 支払方法

現金、小切手、手形、送金その他各取引先様と協議の上、決定した方法

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭の種類ごとの交付額

各取引先様との協議の上決定

7 その他

その他の取決めは受託契約約款による